

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年11月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成28年7月25日（月）午後2時50分頃、周南市南浦山町の県道347号において、建設部建築課職員の運転する公用車が新南陽方面から徳山方面に走行中、コンビニエンスストアの駐車場から右折してきた相手方車両と接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥22,524-

2 専決処分の年月日

平成28年10月5日

(参考)

事故状況図

